

平成20年度財務監査（3）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成20年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

なお、藤井たかし前監査委員および吉田ゆりこ前監査委員が本監査の執行に関与し、西山きよたか監査委員および岩崎典子監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

（1）監査の実施時期

平成20年5月16日から同年6月3日までの間において実日数10日間

（2）監査の方針

今回の監査は、平成20年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成19年度の財務に関する事務の執行が、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

（3）監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 区民事務所および出張所等において窓口収納金は適正に処理され、区に払い込まれているか

イ 業務委託等について、受託事業者や指定管理者への指導が適切に行われているか。また、報告書や精算書の確認を十分行っているか。

（4）監査対象部課

ア 区民生活事業本部 経営課

イ 区民生活事業本部 区民部

（ア） 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所3か所、出張所13か所

練馬区民事務所、光が丘区民事務所、大泉区民事務所、桜台出張所、第二出張所、第三出張所、第四出張所、第五出張所、第六出張所、第

七出張所、第八出張所、谷原出張所、関出張所、上石神井出張所、大泉西出張所、大泉北出張所

- (イ) 税務課
- (ウ) 収納課
- (エ) 国保年金課

ウ 区民生活事業本部 産業地域振興部

- (ア) 経済課
- (イ) 商工観光課
- (ウ) 地域振興課 (以下の施設を含む。)

- ・光が丘区民ホール
- ・地区区民館 4 館 (併設の学童クラブ 2 か所を含む。)
北大泉地区区民館、南大泉地区区民館、立野地区区民館、旭町北地区区民館
- ・区民館 10 館
桜台区民館、早宮区民館、春日町区民館、土支田区民館、旭町区民館、田柄区民館、東大泉区民館、南大泉区民館、上石神井区民館、大泉北区民館
- ・地域集会所 3 か所
東大泉地域集会所、石神井台みどり地域集会所、小竹地域集会所

2 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。

なお、窓口収納金の取扱いについて一部適切でない事務処理があったので指導した。